

2020年6月5日

所在不明組合員の除名手続きの次年度への繰越しについて

福泉信用組合  
理事長 大塚 健治

当組合は、2020年3月23日に、定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）を2020年6月に開催する総代会において、特別決議（除名に関する決議）を行うとしてホームページ上に公告をしておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、総代会で特別決議（除名に関する決議）に必要な過半数の総代の出席が確保できない可能性があることから、次年度に繰越しすることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、所在不明組合員とは、次の要件を充足し、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方になりますので、お心当たりのある方は、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

**【※所在不明組合員とは】**

「5年以上継続して当組合の事業を利用せず、かつ、当組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻され、当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方」などになります。

(この件のお問い合わせ先)  
福泉信用組合  
業務管理グループ  
(電話) 0776-21-8412